

令和元年5月8日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和元年 第 1 回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市一般会計補正予算 (第 9 号))
- 議案書 3 ページ -
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算 (第 5 号))
- 議案書 4 ページ -
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案書 5 ページ -
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 4 号))
- 議案書 6 ページ -
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案書 7 ページ -
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算 (第 4 号))
- 議案書 8 ページ -

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)) - 議案書 9 ページ -

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税条例の一部を改正する条例)
- 議案書 10 ページ -

報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案書 21 ページ -

報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案書 24 ページ -

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市一般会計補正予算（第9号）・・・別冊

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第5号）・・・別冊

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

・・・別冊

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）・・・別冊

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

記

平成30年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

・・・別冊

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）・・・別冊

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成 30 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）・・・別冊

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

平成３１年３月３０日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第1

5条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に

改める。

附則第8条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積）

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第8条の3の次に次の1条を加える。

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第8条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場

合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地

等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第14条第7項を同条第4項とする。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第18条第3項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、
 杵築市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第5条
 の4、第7条及び第7条の2の改正規定は、平成31年6月1
 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の杵築市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は杵築市税条例の一部を改正する条例（平成31年杵築市条例第13号）

		<p>附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の杵築市税条例附則第 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付</p>
--	--	---

4 新条例附則第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 31 年 6 月 1 日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月30日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第24条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月30日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第3条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第4条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第6条第1項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

